

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市地域包括支援センター運営協議会	
開催日時	令和8年2月2日（月） 午後1時30分～午後2時10分	
開催場所	朝霞市役所別館 全員協議会室	
出席者の職・氏名	<p>委員9人（古川会長、本田副会長、池田委員、大橋委員、松浦委員、渡邊委員、熊澤委員、松本委員、福山委員）</p> <p>事務局8人（佐藤福祉部長、並木福祉部次長兼長寿はつらつ課長、近藤長寿はつらつ課長補佐、長尾長寿はつらつ課長補佐、吉田介護保険係長、大野地域包括ケア推進係長、田中地域包括ケア推進係主任、浜田地域包括ケア推進係主事）</p> <p>地域包括支援センター12人（地域包括支援センター内間木苑：遠藤・佐々木、地域包括支援センターつつじの郷：中山・新坂、地域包括支援センターモーニングパーク：脇坂・谷、地域包括支援センターひいらぎの里：藤川・水科、地域包括支援センター朝光苑：小南・中村、地域包括支援センターあさか中央：工藤・中村）</p>	
欠席者の職・氏名	委員1人（田中委員）	
議題	（1）令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）について	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料1 令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案） ・資料2 令和8年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○司会（浜田主事）

それでは定刻となりましたので、令和7年度第2回朝霞市地域包括支援センター運営協議会をはじめさせていただきます。

司会進行を務めさせていただきます、長寿はつらつ課地域包括ケア推進係の浜田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、会議開催に先立ちまして、朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例第7条第2項に規定する会議の成立要件である、過半数の出席を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日付けで委員変更がございましたので御紹介いたします。

大変お手数ですが、お名前を呼ばれましたら、その場で御起立をお願いいたします。

連合埼玉朝霞・東入間地域協議会から選出の委員、本田技研労働組合研究所支部に所属の幡様に代わりまして、松浦様でございます。

松浦委員をはじめ、委員の皆様方におかれましては、今後とも、朝霞市の地域包括支援センターの適切な運営の確保に向けて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この会議の議事録につきましては、情報公開の対象となっており、議事録を作成する必要があるため、録音させていただくことを御了承ください。

また、御発言の際には、必ずマイクを通してお話いただきますよう御協力をお願いいたします。

お席にございますマイクのボタンを押していただきますと、ランプが赤色に点灯しますので、その状態で御発言いただき、御発言が終わりましたら、もう1度ボタンを押していただき、ランプを解除していただきますようお願いいたします。

続きまして、会議資料の確認をいたします。

はじめに、事前に郵送にてお送りいたしました資料といたしまして、会議次第と、資料1 令和8年度地域包括支援センター運営方針（案）、資料2 令和8年度地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表の3点、次に、本日お席に御用意させていただきました資料といたしまして、委員名簿がございます。

資料は以上となりますが、不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第のとおり進行して参りますが、朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例第7条第1項の規定により、今後の議事進行を古川会長にお願いいたたく存じます。古川会長、よろしくお願いいたします。

○議長（古川会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行に当たりましては、スムーズな進行ができますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、冒頭、事務局から説明がありましたとおり、本会議は、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針に基づき、原則公開と決定し、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者がいらした場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますので、御了承ください。

では、次第に従いまして議事を進行してまいります。

はじめに、議題の（1）令和8年度地域包括支援センター運営方針（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中主任）

議題（１）「令和８年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）」について、地域包括ケア推進係の田中より御説明させていただきます。

お手元に、資料１ 令和８年度地域包括支援センター運営方針（案）と、資料２ 令和８年度地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表」を御用意ください。

今回の変更箇所としては２点で、１点目が、策定の目的の修正、２点目が運営上の基本的考え方や理念の一部追記となります。

まず初めに、資料１ 運営方針の１ ページ目「策定の目的」、資料２ 新旧対照表の同項目を御覧ください。

今年度は、表記をより法令に即した形といたしまして、「１ 策定の目的」を修正させていただきます。

介護保険法第１１５条の４ 第１項に基づき、市が地域包括支援センターに対して包括的支援事業の実施方針を示し、その上で事業を委託できるという規定を踏まえた内容に整理させていただいております。

条文を要約させていただきますと、市町村は、包括的支援事業の実施方針を示した上で、事業を委託することができるという趣旨となっております。

２点目が、「Ⅲ 運営上の基本的な考え方や理念」への追記をさせていただきました。

資料１ 運営方針の２ ページ目「Ⅲ 運営上の基本的な考え方や理念」、資料２ 新旧対照表の同項目を御覧ください。

新たに重層的支援体制整備事業に関する文言を新たに追記おり、主なポイントは次のとおりとなっております。

１つ目が、地域包括支援センターが、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の実施機関であること、２つ目が、相談者の属性に関わらず相談を受け止め、課題整理や福祉サービス等の情報提供を行うこと、３つ目が、複合・複雑化した事例については、関係機関と協働し包括的な支援を行うこと。

重層的支援体制整備事業は、令和８年度から本格実施となる新しい取り組みです。

高齢・障害・こども・生活困窮といった分野別の支援では対応が難しい、いわゆる複合課題に対応するため、行政の縦割りを超えて支援体制を整えることを目的としています。

例えば、ゴミ屋敷に住む身寄りのない高齢者や介護が必要な親と引きこもりの子どもが同居する世帯など、複数の課題が重なり合うケースが対象となります。

地域包括支援センターでは、これまでも属性を問わず相談を受け止めていただいておりますが、これにより、相談窓口の明確化と連携体制の強化が図られ、結果として包括職員の負担軽減にもつながることが期待されています。

今後も市と連携しながら、地域全体で包括的な支援体制の構築を進めてまいります。

以上が、資料１ 令和８年度地域包括支援センター運営方針（案）の「Ⅰ 策定の目的」「Ⅲ 運営上の基本的な考え方や理念」、及び資料２ 令和８年度地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表内の該当項目 における主な変更点となります。

今回の運営方針は、地域包括支援センターが日々向き合っている相談内容や地域の実情を踏まえながら、より実効性のある支援体制を整えていくことを目的としています。

議題（１） 令和８年度地域包括支援センター運営方針（案）についての説明は、以上となります。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御意見、または御質問などはございますか。

○福山委員

運営方針の5ページにある「8広報活動」について、「パンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行う」とありますが、様々な機関が何を指すのか例を挙げていただけると幸いです。

○事務局（田中主任）

町内会や自治会等、回覧板等で周知活動を行っている地域包括支援センターもございます。

○福山委員

ありがとうございます。地域包括支援センターが対象とする市民の方々に、老人福祉センターに集う方は、ある程度健康であると思いますが、そういう方に対して、連携して何か行う等は考えているのでしょうか。

○事務局（大野係長）

老人福祉センターにつきましては、係が異なりますが、同じ長寿はつらつ課の所管となっておりますので、引き続きそちらと連携して周知活動を行っていきたいと考えております。特に、チラシや広報等、職員間の情報共有というところを丁寧に行っておりますので、そちらも続けていきたいと考えております。

○福山委員

ありがとうございます。

もう1点、運営方針の7ページ目の「(2) ①成年後見制度の活用」について、市長申し立ての場合は、後見人はどのように決定されるのでしょうか。

○事務局（近藤課長補佐）

身寄りがなく、認知力の低下等がみられる方は、地域包括支援センターやケアマネジャーを通して、長寿はつらつ課に相談が入ることがあり、その際に、ケアマネジャー等を通じて本人から聞き取り調査を行います。これにより申し立てが必要と判断された場合は、家庭裁判所に届け出を行い、家庭裁判所によって、後見人等が決定されます。

○福山委員

ありがとうございます。

○議長（古川会長）

他に、御質問や御意見はございますでしょうか。

【質疑等なし】

○議長（古川会長）

それでは、本日の議題について、すべて御審議いただきました。

審議事項としては以上となりますが、事前に本田委員から、高齢者人口の増加や支援ニーズが高まる中で、どのような相談が多いのか、傾向について共有してほしいとの意見がありましたので、第1圏域の内間木苑から順に最近の相談の傾向についてお話しただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○地域包括支援センター内間木苑（遠藤センター長）

地域包括支援センター内間木苑の今年度の相談傾向と具体的な相談支援の事例について御報告いたします。

センターの相談で多いのは、高齢者本人や家族の不安が複合的に絡み合った内容です。

その一つが、認知症に関する相談です。物忘れがひどくなった、金銭管理が出来ない、近隣の方の心配の声があるといった声が聞かれています。

次に、介護する家族の負担に関する相談です。家族関係が悪化している、介護疲れで限界を感じているなど、精神的な負担を訴えるケースです。

また、高齢者虐待や経済的困窮に関する相談もあり、家族からの不適切な対応、年金だけでは生活が厳しいと言ったケースもあり、関係機関と連携した対応が求められます。

このように最近の相談は、医療、介護、生活、家族関係が複雑に絡み合っており、地域全体で支える視点がますます重要になっています。

もう一つの傾向としましては、制度だけでは対応ができない相談がごございます。

家族関係の問題や本人の拒否や価値観の違いなどにより支援につながらないケースもあり、見守りや関係作りを続けるしかない場面もあります。

このように、制度だけでは解決できない「生活そのもの」の悩みも多く、地域包括支援センターには、時間をかけた相談対応や地域とのつながりを活かした支援がこれまで以上に求められていると感じております。

以上、地域包括支援センター内間木苑の報告となります。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。御意見等は最後に伺いますので、続きまして、地域包括支援センターつつじの郷から御報告をお願いいたします。

○地域包括支援センターつつじの郷（新坂センター長）

地域包括支援センターつつじの郷の今年度の相談傾向を御報告します。

まず、がん末期在宅での看取り希望の相談者が多かったと感じています。介護認定を受けても軽度、急な状態悪化もあり、対応に苦慮しました。介護保険の区分変更の結果を待っている間に亡くなってしまうケースもありました。

一人暮らしで身寄りがない方、生活困窮者も多く、生活保護の申請を支援したケースもありました。

一人暮らしで包括と関わりない方が地域住民から連絡が取れない、郵便物が溜まっている等の連絡を受け、訪問し、亡くなったケースも今年度は多く感じました。

また、圏域内にサービス付き高齢者向け住宅や住宅型老人ホームがあることから、住所地特例での相談が増えました。

総括として、持病悪化により救急搬送や亡くなったケースが増え、この傾向の方々はサービスの利用拒否も多く、地域住民や御近所とのつながりも希薄になってきています。

引き続き、地域とのつながりを持ち、孤立を防ぐ取組を行っていきたいと思います。

地域包括支援センターつつじの郷の報告は以上です。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。それでは続きまして、地域包括支援センターモーニングパークから御報告をお願いいたします。

○地域包括支援センターモーニングパーク（谷センター長）

最近の相談対応の内容について御説明いたします。

介護認定の申請、介護サービスの導入、地域活動への参加等、従来の相談に加え、最近目立ってきていると思われるのは、遠方の高齢の家族を市内に呼び寄せたいという御相談や、圏域のスーパーや郵便局、銀行等のお客様で対応が必要と思われる高齢者の相談、精神障害があるかもしくは疑われる本人や家族から、その障害の影響が明確な相談等、該当する高齢者の方の住所を問わず、圏域内であれば、直接訪問や市の関係部署等と連携し、対応しております。

また、これらの課題については、包括主催の自立支援型地域ケア会議や、隔月で行われている中央型地域ケア会議の中でも課題抽出を行っております。また、課題抽出は、第2層協議体も同様で、生活支援コーディネーターが活動しています。

これからも、このような活動を通じて、様々な課題を抽出し、対応していければと考えております。

地域包括支援センターモーニングパークからの報告は以上です。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。続きまして、地域包括支援センターひいらぎの里から御報告をお願いいたします。

○地域包括支援センターひいらぎの里（水科センター長）

ひいらぎの里では、例年と大きな変化はなく介護保険に関する相談を中心に、本人や家族からの生活全般に関する御相談が寄せられている状況です。

センターが駅前に移動したことで、予約なしでの来所相談件数が年々増えている印象です。

支援の事例としましては、今年度は施設入所や家の建て壊しなどの引っ越し相談が若干多かったのでお伝えいたします。

判断能力が乏しくて生活に支障があるレベルかつ御本人が入所を望む場合には、必要に応じて受診同行しまたは医療につなげ、介護保険の申請、経済状況に応じた有料老人ホームやグループホーム等の入所につないでおります。

建て壊しの引っ越し相談では、本人が仕方ないと御自身で新しいお住まいを探して転居する場合もあれば、大家から、床に穴が開きそうで危ない状況そして実際に本人も屋内外で転んだりしているなかで、公的に立ち退きを求める期限の前に転居することを望んでいて、そして本人がそれを拒否して困っているという御相談がセンターに寄せられたこともありました。

こうした方は独居で身寄りがいない、もしくはいても遠方や関係性が悪く支援が期待できない方が多いです。そして、御自分で物件を探すことができない、あるいは貸主からお断りされるケースも多いです。

必要に応じて市関係部署のケースワーカーと連携、そして県から指定されている居住支援法人と呼ばれるおうち探しや安否確認、緊急連絡先を請負ってくださる事業者を頼りにしながら、なるべく双方が望むかたちで転居の支援を行いました。

地域包括支援センターひいらぎの里からの報告は以上となります。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。続きまして、地域包括支援センター朝光苑から御報告をお願いいたします。

○地域包括支援センター朝光苑（中村主任介護支援専門員）

令和7年度、地域包括支援センターにおける相談内容は多岐に渡りますが、その中で

も特に増加傾向にあるのが、医療機関からの直接の相談です。かかりつけ医、看護師、ソーシャルワーカーと連携し、早期介入を求められるケースが増えています。

具体的な事例を紹介させていただきますと、ある医療機関から「通院中の高齢夫婦の歩行状態が悪化し、認知機能の低下も見られる。介護保険の申請や運動の機会を勧めてほしい」との連絡が入りました。

医師を通じて御本人たちの了承を得たうえで、速やかに自宅を訪問しました。

確認したところ、特に妻の歩行状態が不安定で、「近所のコンビニへ行く際も転倒のリスクが高い」という切実な課題が見えてきましたので、認定結果を待たずに先行して歩行器の利用を開始する手続きを行いました。

夫についても、筋力低下から外出機会が減り「閉じこもり」に近い状態でした。

現在は、介護認定が下り次第、夫婦揃ってリハビリ特化型のデイサービスへ通えるように調整を進めている状況です。

このように医療機関と密に連携し、生活の困り事を早期にキャッチして「動けるうちに動く」支援を継続していきたいと考えています。

地域包括支援センター朝光苑からの報告は以上です。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。それでは最後になりますが、地域包括支援センターあさか中央から御報告をお願いいたします。

○地域包括支援センターあさか中央（中村センター長）

最近の相談傾向としましては、金銭的に厳しい方、判断力が弱い御本人・御家族の継続的な支援を有する方の相談が増えているように思われます。

また、関係者がいるものの、各機関との横のつながり、縦の連携の難しさを感じることもございます。

具体的な例としましては、御本人の認知症状が理解できずに、御家族が暴言や暴力を行う、そのために御家族が何度か逮捕されてしまうということが続いているケースがあり、家族にキーパーソンがいない中での対応が続いているケースがございます。

また、御本人が軽度のアルツハイマーで、同居家族全員が精神疾患をお持ちで、食事の管理ができず食べ物がない、金銭管理ができないなどの話がありますが、いざ介入しようとする、認知症のため判断ができず拒否をされてしまうため、成年後見制度の市長申し立て等の支援も検討しなくてはならないと考えております。

地域包括支援センターあさか中央からの報告は以上です。

○議長（古川会長）

ありがとうございました。地域包括支援センターより様々な報告がありましたが、皆様から御提案や御質問等はございますか。

○熊澤委員

精神疾患をお持ちの御家族に対する対応について2つの地域包括支援センターからお話がありましたが、その時の連携先は、具体的にどちらでしたでしょうか。

○地域包括支援センターモーニングパーク（谷センター長）

様々な連携先がございますが、主に長寿はつらつ課、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、場合によって保健所の担当者と連携しております。また、訪問診療をしている精神科の先生に御相談することもございます。

○地域包括支援センターあさか中央（中村センター長）

先ほど地域包括支援センターモーニングパークから回答したとおりです。また、訪問介護に入っている場合もありますので、その担当者から、家庭内の環境等の情報提供をいただくこともございます。

○熊澤委員

ありがとうございました。精神保健に関しましては、福祉の分野の中でも保健所の管轄であり、市では福祉部とは異なる部署の担当になるかと思いますが、今後重層的支援体制整備事業が始まるということですので、保健所等と連携していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古川会長）

貴重な御意見をありがとうございました。他に、御意見、御質問あるいは御提案はございますか。

○本田委員

家族の支援も必須の時代になってきていると思いますが、御本人だけでなく御家族も含めた支援は本当に大変です。ケアマネジャーも似たような状況で、シャドウワークの勉強会等の開催依頼もありました。

地域包括支援センターは様々な相談を受け付けてくれるイメージになりがちですが、線引きをしなければならぬことも多々あるかと思います。

特に行政からの地域包括支援センターへの支援をお願いしたいと思います。現場で解決できることは限られていますし、重層的支援体制整備事業についても地域包括支援センターだけでできることではなく、行政の力が必要になってきますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（古川会長）

貴重な御提案をありがとうございました。他に、御意見、御質問あるいは御提案はございますか。

【質疑等なし】

○議長（古川会長）

地域包括支援センターはますます業務が増える一方になってしまう状況ですので、大変な御負担をかけていると思いますが、行政等と連携しながら、適切な対応ができるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これにて議長の任を解かせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。事務局に進行をお戻しします。

○司会（浜田主事）

古川委員長、ありがとうございました。

続きまして、「3その他」として、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大野係長）

3その他について、2点御報告させていただきます。

1点目が、地域包括支援センターの夜間休日の相談対応の運用見直しについて、2点目が、朝霞市の機構改革による組織体制と部署名の変更についてです。

はじめに、地域包括支援センターの夜間休日の相談対応について御報告申し上げます。

これまで、夜間休日の相談対応としましては、留守番電話の録音やメール、法人のホームページの問い合わせフォームなど、地域包括支援センターごとの運用方法で行っていましたが、今後は、夜間休日対応の統一した運用として、メールによる相談対応については、各法人のホームページ及び市のホームページにメールアドレスを掲載して、夜間休日のメールによる相談を受け付けられる体制を整えてまいります。

なお、夜間休日に留守番電話が録音されていた場合などの相談に対する回答は、翌開所日の業務時間に行う運用としておりますが、この運用につきましては、このまま継続してまいりますので、ホームページにメールアドレスを掲載すると同時に、回答は開所時間内となる旨を掲載することといたします。

続きまして、令和8年4月1日に機構改革により、朝霞市の組織体制が変わりますので、長寿はつらつ課に関連する部分について御報告させていただきます。

現在、福祉部、こども・健康部と2部体制となっておりますが、福祉部、こども部、健康部の3部体制になります。

現在の福祉部長寿はつらつ課は、地域包括ケア推進係、高齢者支援係、介護認定係、介護保険係の4つの係ですが、3課に分かれる形になります。

まず、地域包括ケア推進係は、福祉部地域共生社会課となり、地域包括支援センターの運営などのほか新たな業務として、重層的支援体制整備の構築に関する事、認知症施策に関する事などが主に加わる業務となります。

次に、高齢者支援係は福祉部高齢者・地域福祉課となり、高齢者の自立生活支援や見守り支援に関する事が主な業務となります。

最後に、介護保険係と介護認定係の2係は、健康部介護保険課となります。業務としては、介護保険料の賦課・徴収に関する事や要介護認定等に関する事などが主な業務となります。

その他についての説明は以上となります。

○司会（浜田主事）

ただいまの報告に対し、質問等はございますか。

【質疑等なし】

○司会（浜田主事）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

この後、2時40分から地域密着型サービス運営委員会の開催となりますが、引き続き御出席の委員の皆様におかれましては、しばし休憩とさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。